## 平成28年度 財政援助団体等監査(1)監査結果措置状況 公立大学法人 神戸市外国語大学

監査結果の概要	措置内容	措置状況
財産管理に関する事務	本学において,常時駐車場を使用する	
ア 通勤用車両駐車使用料を適正に徴収	場合は,毎月の給与より使用料を天引き	
するべきもの	している。それ以外の場合は , 使用者の	
法人では「通勤用車両の駐車に関す	実績報告に基づき、駐車実績のある月の	
る取扱について」において,通勤用車	翌月給与から使用料を天引きしている。	
両を大学敷地内に駐車する場合,常時	しかしながら,使用者からの駐車実績の	
使用者(通勤届提出者)については月	報告が遅れたことにより,複数月分をま	
額使用料を,随時使用・臨時使用者に	とめて徴収する事態が起こったものであ	
ついては使用実績に基づいた使用料	<b>ప</b> .	
を ,翌月に徴収することとしているが ,	今後,使用月の翌月に使用料を漏れな	措置済
複数月分をまとめて徴収(給与控除)	く徴収するため ,平成 28 年 11 月 10 日に	
を行っている事例があった。	全教職員向けに文書を発出し,実績報告	
取扱に基づいた適正な事務処理を行	の提出期限遵守について注意喚起を行っ	
うべきである。	た。	
	また,駐車場の使用状況について,従	
	来は使用者の報告をもとに確認していた	
	が,駐車実績との照合ができていなかっ	
	たため,平成30年4月1日より,施設管	
	理業務委託先から月初めに学内巡回時の	
	駐車状況報告の提供を受け,使用者の報	
	告と駐車実績を照合することとした。	